

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

1 日時

平成28年3月3日（木曜日）

午前10時1分開会、午後2時38分散会

（うち休憩 午後0時1分～午後1時1分、午後1時42分～午後1時45分、
午後1時56分～午後1時57分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

菊池担当書記、引屋敷担当書記、永井併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 県土整備部

蓮見県土整備部長、鈴木副部長兼県土整備企画室長、青柳道路都市担当技監、
及川河川港湾担当技監、小原県土整備企画室企画課長、
千葉県土整備企画室用地課長、桐野建設技術振興課総括課長、
幸野建設技術振興課技術企画指導課長、遠藤道路建設課総括課長、
中村道路環境課総括課長、八重樫河川課総括課長、佐野河川課河川開発課長、
檜山砂防災害課総括課長、千葉都市計画課総括課長、
和村都市計画課まちづくり課長、中道下水環境課総括課長、
勝又建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、伊藤建築住宅課営繕課長、
千葉港湾課総括課長、箱石空港課総括課長

(2) 企業局

菅原企業局長、新屋次長兼経営総務室長、中屋敷技師長、
朝岡経営総務室経営企画課長、千枝業務課総括課長、榮田業務課電気課長、
野崎業務課発電所建設課長

7 一般傍聴者

1名

8 会議に付した事件

(1) 県土整備部関係審査

(議案)

- ア 議案第84号 平成27年度岩手県一般会計補正予算 (第5号)
- イ 議案第91号 平成27年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算 (第1号)
- ウ 議案第94号 平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- エ 議案第95号 平成27年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)
- オ 議案第102号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第107号 織笠川筋織笠川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- キ 議案第108号 関口川筋関口川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第109号 関口川筋関口川水門仮締切工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第110号 大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第121号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第122号 金浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第123号 金浜地区海岸災害復旧(第1工区)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ス 議案第124号 金浜地区海岸災害復旧(第2工区)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- セ 議案第125号 赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ソ 議案第126号 気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- タ 議案第127号 大野地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- チ 議案第128号 鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ツ 議案第129号 片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- テ 議案第130号 小白浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

- ト 議案第131号 大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ナ 議案第132号 宮古港出崎地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ニ 議案第133号 釜石港須賀地区海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ヌ 議案第134号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ネ 議案第135号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ノ 議案第136号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- ハ 議案第137号 財産の取得に関し議決を求めることについて

(2) 企業局関係審査

(議案)

- ア 議案第97号 平成27年度岩手県電気事業会計補正予算 (第2号)
- イ 議案第98号 平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算 (第2号)

9 議事の内容

○**中平均委員長** ただいまから県土整備委員会を開会いたします。なお、本日、及川併任書記は身内の不幸のため欠席となります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費及び第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費及び第11款災害復旧費第5項土木施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中2から12まで及び2変更中5から13まで、議案第91号平成27年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)、議案第94号平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第95号平成27年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)並びに議案第102号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上5件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**鈴木副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。議案(その4)の7ページをお願いいたします。当部関係の補正予算でございますが、事業費の確定に伴う所要の整理や国の補正予算への対応に伴うものでございまして、6款農林水産業費、3項農地費のうち1億3,116万7,000円の減額。8ページをお願いいたします。8款土木費につきましては163億9,697万円の減額。9ページに参りまして、11款災害復旧費、5項土木施

設災害復旧費は258億8,269万2,000円の減額でございまして、合計424億1,082万9,000円の減額となるものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げ等は省略させていただき、主な内容を中心に御説明申し上げますので御了承願います。

表紙に平成27年度と記載しているほうの予算に関する説明書、142ページをお願いいたします。6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち、当部関係は説明欄の上段、県土整備部と記載している箇所でございます。農業集落排水事業費補助の減額などがございます。

少し飛びまして、159ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、国庫補助事業の額の確定に伴う国庫支出金の返還金など償還金の増額などがございます。

162ページをお開き願います。表の中ほど、2項道路橋りょう費、2目道路橋りょう維持費は、事業費の見通しを踏まえた除雪費の増額など、163ページに参りまして、3目道路橋りょう新設改良費は、年度の執行見通しを踏まえた地域連携道路整備事業費の減額などがございます。

165ページをお開き願います。表の下段、3項河川海岸費、2目河川改良費は国の補正予算への対応や事業の進捗に伴う治水施設整備事業費の増額などございまして、166ページに参りまして、3目砂防費は国の補正予算への対応などによる増額であり、次の4目海岸保全費は事業費の確定に伴う減額でございます。

168ページをお願いいたします。4項港湾費、1目港湾管理費及び2目港湾建設費は事業費の確定に伴う減額でございます。

170ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費及び2目街路事業費、そして次の171ページに参りまして、3目下水道事業費は事業費の確定に伴う減額でございます。

172ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費及び2目住宅建設費は事業費の確定に伴う減額でございます。

少し飛びまして、203ページをお願いいたします。11款災害復旧費5項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費及び2目港湾災害復旧費は、東日本大震災津波及び毎年度の気象災害に対応するための災害復旧事業費でございまして、それぞれ事業費の確定等に伴い減額しようとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）にお戻りいただきまして、16ページをお開き願います。当部関係の事業は8款土木費の780億8,986万7,000円と、少し飛びまして22ページの、11款災害復旧費、5項土木施設災害復旧費の130億6,483万2,000円でございます。合わせて911億5,469万9,000円となるものでございます。これは東日本大震災津波にかかる復旧・復興事業が主な内容でございます。

して、翌年度に繰り越して使用するため、繰越明許費を追加しようとするものでございます。

次に、債務負担行為の補正についてでございますが、23ページに参りまして当部関係の事業は、1 追加中 2 空港管理運営から12津波危機管理対策緊急事業（港湾）までの11事業。そして、24ページをお開きいただきまして、2 変更中 5 道路災害防除事業から25ページの13河川等災害復旧事業までの9事業であり、それぞれ工期が翌年度以降にわたることから、期間及び限度額を設定し、限度額を変更しようとするものでございます。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明申し上げます。47ページをお開き願います。議案第91号平成27年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142万8,000円としようとするものでございます。

48ページをお開きいただきまして、歳入中1款財産収入、1項財産運用収入は土地開発基金の利子の確定に伴う増額であり、49ページに参りまして、歳出中1款管理事務費、1項管理事務費は、土地開発基金にかかる管理事務費の確定等に伴う増額でございます。

少し飛びまして、56ページをお開き願います。議案第94号平成27年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22億7,702万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億6,369万6,000円としようとするものでございます。

57ページに参りまして、歳入中1款分担金及び負担金、1項負担金は流域下水道事業にかかる受益市町からの負担金の確定に伴う減額。3款国庫支出金、1項国庫補助金は国庫補助金の確定に伴う減額でございます。

59ページに参りまして、歳出中1款流域下水道事業費、2項流域下水道建設費は事業費等の確定に伴う減額であります。

60ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため繰越明許費を追加しようとするものであり、61ページに参りまして、第3表債務負担行為補正は、流域下水道建設事業について限度額を変更しようとするものでございます。

62ページをお開き願います。第4表地方債補正は、流域下水道管理について地方債を追加しようとするものでございます。

63ページに参りまして、議案第95号平成27年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,737万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億22万7,000円としようとするものでございます。

64ページをお開き願います。歳入中、4款繰越金、1項繰越金は平成26年度決算の確定に伴う繰越金収入の増額でございます。

65ページに参りまして、歳出中1款事業費、1項港湾施設整備事業費は繰越金収入の増

額等に伴い一般会計への繰出金を増額しようとするものでございます。

66ページをお開き願います。第2表繰越明許費は、予算を翌年度に繰り越して使用しようとするため繰越明許費を追加しようとするものでございます。

次に、負担議案1件について御説明申し上げます。79ページをお願いいたします。議案第102号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてでございますが、これは平成27年3月23日に議会の議決をいただきました土木関係の建設事業の事業費の変更に伴い、滝沢市の負担金の額について変更しようとするものでございます。

以上で議案第84号、第91号、第94号、第95号及び第102号の5件につきまして説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第107号織笠川筋織笠川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の15ページをお開き願います。議案第107号織笠川筋織笠川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。織笠川筋織笠川水門設備工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名は、二級河川織笠川筋織笠川水門設備工事。工事場所は、下閉伊郡山田町織笠地内。契約金額は10億3,604万4,000円で、請負率は86.50%。請負者は、北日本機械・丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体でございます。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した織笠川河口部に新設する水門の設備工事を行うものでございます。工期は、平成32年3月13日までで、平成27年度から平成31年度までの5年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、2ページに入札結果説明書、3ページから4ページまでに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第108号関口川筋関口川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、及び議案第109号関口川筋関口川水門仮締切工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 まず、議案（その5）の16ページをお開き願います。議案第108号関口川筋関口川水門設備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

関口川筋関口川水門設備工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の5ページをお開き願います。工事名は、二級河川関口川筋関口川水門設備工事。工事場所は、下閉伊郡山田町柳沢地内。契約金額は7億9,866万円で、請負率は85.31%。請負者は、株式会社中央コーポレーション・株式会社丸島アクアシステム復旧・復興建設工事共同企業体でございます。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した関口川河口部に新設する水門の設備工事を行うものでございます。工期は、平成32年3月13日までで、平成27年度から平成31年度までの5年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、6ページに入札結果説明書、7ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、議案（その5）の17ページをお開き願います。議案第109号関口川筋関口川水門仮締切工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。関口川筋関口川水門仮締切工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の8ページをお開き願います。工事名は、二級河川関口川筋関口川水門仮締切工事。工事場所は、下閉伊郡山田町関口地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した関口川河口部において津波対策の水門を新設するための仮締切を設置する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容でございますが、河川内に瓦れき等の障害物が確認されたことから、その撤去等のための仮栈橋を追加する必要が生じ、また仮締切内へ流入する河川水の処理方法をポンプ排水から仮水路による排水に変更する必要が生じたものでございます。なお、9ページから10ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額4億6,980万円に対し、今回の変更により8,388万2,520円、17.9%増額となり、変更後の契約金額は5億5,368万2,520円となるものでございます。請負者は、株式会社山下組。工期は、現在の平成28年3月31日で、変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤勝博委員 ただいまの議案第108号ですが、以前から気になっておりましたけれども、以前の工事の請負率はほとんど90%とか99%ということがありました。この議案第108号、議案第107号は85%と、大分請負率が下がっているわけですが、その辺の状況というのは、現状はどうなっているのでしょうか。

○桐野建設技術振興課総括課長 請負率の話でございますが、震災後おおむね90%前後という請負率が多いのですが、今回の議案のような水門工事、鉄鋼関係につきましては、県内で施工できる業者が10者いないものですから、県内で10者いなければ県外も参入してくるというルールでありますので、大手の県外業者がいっぱい入ってくる。その方たちと競争してとっていくという状況です。県外まで地域要件を広げているこういう工事の請負率については、ちょっと低くなるかと理解しております。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第110号大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉港湾課総括課長 議案（その5）の18ページをお開き願います。議案第110号大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の11ページをお開き願います。工事名は、大船渡港永浜地区海岸防潮堤工事。工事場所は、大船渡市赤崎町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡港永浜地区において、防潮堤を新設する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、他事業との調整による施工延長の増、詳細設計の結果による防潮堤基礎杭の保護コンクリートの追加によるものでございます。なお、12から13ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額12億9,600万円に対し、今回の変更による5億6,647万7,280円、43.7%の増額となり、変更後の契約金額は18億6,247万7,280円となるものでございます。請負者は、株式会社本間組。工期は、現在の平成28年10月25日から平成29年2月27日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第121号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その5）の29ページをお開き願います。議案第121号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第

1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の14ページをお開き願います。工事名は、二級河川閉伊川筋藤原地区河川災害復旧（23災662号）水門土木工事。工事場所は、宮古市藤原地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した閉伊川河口部において、津波対策施設として水門及び防潮堤を新設する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、当初は概略設計図面をもとに標準断面方式による発注を行っておりましたが、その後の詳細設計及び詳細な地盤調査の結果に伴い、水門本体の数量が変更となり、増加した水門本体の重量を支える基礎構造にも杭の材質や本数、地盤改良の追加等の変更が生じたものでございます。また、水門本体の構造変更等に伴い仮締切の範囲や構造にも変更が生じたものでございます。

なお、15ページから18ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額70億3,652万4,000円に対し、今回の変更により108億4,353万4,800円、154.1%の増額となり、変更後の契約金額は178億8,005万8,800円となるものでございます。請負者は鹿島建設株式会社・大坂建設株式会社・三陸土建株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成30年3月15日から平成33年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○柳村岩見委員 この案件は、議案説明の場においても、また本会議においても質問のあったところでありますけれども、説明されたとおりの内容での変更であります。金額を単純に見ますと、特異なケースのように映る。

県土整備部ではこの東日本大震災津波からの復興工事において、こういう事例について、ほかにも変更があるわけですが、標準断面で発注をして、後で精査をすると、こういうことですから当然変更が起きる。大きな増額変更の場合は、きちんと検証するというか、県土整備部として、発注はそのとおりであったけれども、変更理由が生じたプロセスについて、しっかり捉まえて認識されるということが、将来の皆さんの仕事に、あるいはまた災害が起きたときの対応に生きてくる。あのときの工事はこうだったから、やむを得なかったよねと、幾らも精査したと。よく考えたけども、やっぱりそうなったねというふうなものをきちっと検証しておくということをしてください。発注は発注でそのとおりだし、後から現場を見てそうなったのだからという理解の仕方では体質が弱くなるから、きちんこのことについてはこうだったという確たる自信みたいなものをきちん書き残せばよいとは思わないけれども、しっかりと検証しておいてください。それが皆さんの体質の強さ、あるいは物事を、土木という視点、建築という視点、物を見る目の進化につながると思いますから、そのようにお願いしておきたいと思っております。

○蓮見県土整備部長 今回の変更議案以外にも含めまして、大変大きな増額変更になる案件をたくさん提案させていただいておりますが、発災以来、さまざまな工事を早く発注して、早く復旧させるという目的の中でこういう手法をとらせていただきました。毎年、毎年、いろいろな作業をしていく中で、実は設計の仕方とかが国から方針が示されたりという部分もありまして、並行でいろいろな作業をやってきたというのが実態でございます。

今も実は落ち着いてこれまでの経過を振り返られるという状況ではございませんで、日々、さまざまな業務をこなしているというのが出先機関も含めた県土整備部の実態でございます。

復興事業がこれから一段落して落ち着いてきたときに、御指摘の点も含めましてしっかりフォローアップして、次のさまざまな事業に生かしていけるように検討したいと思っております。

○中平均委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第122号金浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてから、議案第124号金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまで、以上3件を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災害課総括課長 まず、議案（その5）の30ページをお開き願います。議案第122号金浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。金浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の19ページをお開き願います。工事名は、金浜地区海岸災害復旧（23災585号）その3工事。工事場所は、宮古市金浜地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した金浜地区海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、詳細な地盤調査の結果、地盤改良工を変更するもの及び被覆工を場所打コンクリートから二次製品に変更するものでございます。

なお、20ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額7億8,732万円に対し、今回の変更により3億3,770万5,200円、42.9%の増額となり、変更後の契約金額は11億2,502万5,200円となるものでございます。請負者は、大豊建設株式会社。工期は、現在の平成28年10月10日から平成29年3月15日に変更になるものでございます。

続きまして、議案（その5）の31ページをお開き願います。議案第123号金浜地区海岸災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。金浜地区海岸災害復旧（第1工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の21ページをお開き願います。工事名は、金浜地区海岸災害復旧（23災585号）工事。工事場所は、宮古市金浜地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波で被災した金浜地区海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、詳細な地盤調査の結果、地盤改良工を変更するものでございます。なお、22から23ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額13億4,568万円に対し、今回の変更により3億7,501万5,960円、27.9%の増額となり、変更後の契約金額は17億2,069万5,960円となるものでございます。請負者は、株式会社本間組。工期は、現在の平成28年5月19日から平成29年3月20日に変更になるものでございます。

続きまして、議案（その5）の32ページをお開き願います。議案第124号金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。金浜地区海岸災害復旧（第2工区）工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の24ページをお開き願います。工事名は、金浜地区海岸災害復旧（23災585号）その2工事。工事場所は、宮古市金浜地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した金浜地区海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、堤体盛り土材料の強度不足により、良質土に改良を実施する必要が生じたこと。流水が発生したため、防潮堤基礎工を場所打ちコンクリートから二次製品に変更する必要が生じたこと。詳細な地盤調査の結果により、地盤改良工を変更したことでございます。なお、25から26ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額16億7,400万円に対し、今回の変更により5億7,034万1,520円、34.1%の増額となり、変更の契約金額は22億4,434万1,520円となるものでござい

ます。請負者は、大豊建設株式会社。工期は、現在の平成28年7月27日から平成29年1月13日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第125号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○檜山砂防災課総括課長 議案（その5）の33ページをお開き願います。議案第125号赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

赤前地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の27ページをお開き願います。工事名は、赤前地先海岸災害復旧（23災456号）その2工事。工事場所は、宮古市赤前地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した赤前地先海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、被覆工を現場打ちコンクリートから二次製品に変更し、隣接する野球場復旧方針決定により、一部防潮堤影響部の形状変更をするものでございます。なお、28から29ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額12億8,628万円に対し、今回の変更により6億4,047万1,320円、49.8%の増額となり、変更後の契約金額は19億2,675万1,320円となるものでございます。請負者は、東洋建設株式会社。工期は、現在の平成28年3月30日から平成28年10月7日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第126号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の34ページをお開き願います。議案第126号気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

気仙川筋砂盛地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の30ページをお開き願います。工事名は、二級河川気仙川筋砂盛地区河川災害復旧（23災589号）水門土木工事。工事場所は、陸前高田市気仙町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した気仙川河口部において津波対策の水門を新設する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、詳細な設計の結果、カーテンウォール工の構造を変更する必要が生じ、また設備工事との調整により水門操作室上屋及び連絡橋の施工を追加するものでございます。

なお、31ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、平成27年3月4日に議決いただいた第2回変更の金額79億1,888万2,560円に対し、今回の変更により27億2,936万6,280円、34.5%の増額となり、変更後の契約金額は106億4,824万8,840円となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・戸田建設株式会社・豊島建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成29年2月28日から平成32年2月28日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第127号大野地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の35ページをお開き願います。議案第127号大野地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大野地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の32ページをお開き願います。工事名は、大野地区海岸災害復旧（23災593号）工事。工事場所は、陸前高田市広田町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大野地区海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、当初は標準断面方式より発注を行っておりましたが、契約後、詳細な地質調査及び設計を実施した結果、生コンクリートの供給不足により防潮堤の基礎被覆部を場所打ちコンクリートから二次製品へ変更する必要が生じたほか、土質試験の結果、盛り土材料の改良が必要となったことから、混合材料として購入土による良質土を追加する必要が生じたものでございます。

なお、33ページから34ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額15億9,624万円に対し、今回の変更により5億2,073万6,040円、32.6%の増額となり、変更後の契約金額は21億1,697万6,040円となるものでございます。請負者は、株式会社佐賀組。工期は、現在の平成28年3月15日から平成29年12月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○白澤勉委員 大野地区の災害復旧工事の工事内容というよりは、他事業との総合調整の状況についてちょっと1点お伺いいたします。

広田半島のこの地区については、上のほうでは県道の道路工事も予定されておりますし、

県教育委員会の高田松原野外活動センターが、この背後地だったか、近くに移転する予定で、来年度の当初予算に計上されております。その全体的な総合調整の状況について御説明をお願いします。

○幸野技術企画指導課長 陸前高田市における残土等の調整の状況についてでございますが、沿岸の4地域で沿岸各地域復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議というのを開催いたしまして、残土等についても、その中で有効な活用が図れるように調整しているところでございます。お話にありました高田松原野外活動センターの移転事業につきましては、かさ上げに必要な土砂について、周辺の道路改良事業で発生する残土を活用するという方向で、県教育委員会と大船渡土木センターで調整が進められていると聞いております。

かさ上げ造成の時期は、平成31年度以降の予定と聞いておりまして、その前に発生する残土を一時保管するための仮置きヤードも必要であることから、その仮置き候補地の所有者である陸前高田市の協力も得ながら進めているところでございます。

○八重樫河川課総括課長 委員からの御質問はこの地域の活用等に関する調整状況ということだと思いますが、説明資料のとおり、この海岸は従前から海水浴の利用がされていて、海側は、こういった階段での緩傾斜の護岸で復旧することになっておりますし、説明資料34ページの下の段の平面図に、右側のほうに黄色い道路の表示がしてありますが、こちらのほうは調整の結果、新しく陸前高田市で施工することになりましたので、この工区からは除外したというような市との調整も行っております。

それから、この資料ではないのですが、もともと使われていたシャワー室とか更衣室といったような施設についても復旧をして、こちらを利用に供することで、地元とはお話をさせていただいているところでございます。

○白澤勉委員 いずれにしても、ここ広田半島は海洋レクリエーション拠点として、まさに次の復興に向けての体制に動いていきます。この災害復旧工事で護岸ができますけれども、海との連続性だとか、将来的な利活用も含めて、ぜひ他部局とうまく調整しながら進めていただくよう要望して終わります。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第128号鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**八重樫河川課総括課長** 議案（その5）の36ページをお開き願います。議案第128号鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

鵜住居川筋鵜住居地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の35ページをお開き願います。工事名は、二級河川鵜住居川筋鵜住居地区河川災害復旧（23災647号）水門土木工事。工事場所は、釜石市鵜住居町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した鵜住居川河口部において津波対策の水門を新設する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、詳細な地質調査及び設計を実施した結果、基礎杭の本数等の変更及び地下水位低下工法を追加し、また隣接する片岸海岸災害復旧工事との調整の結果、左岸側防潮堤の施工を追加するものでございます。

なお、36ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額61億9,763万2,380円に対し、今回の変更により31億1,755万8,780円、50.3%の増額となり、変更後の契約金額は93億1,519万1,160円となるものでございます。請負者は、前田建設株式会社・あおみ建設株式会社・株式会社小田島組特定共同企業体。工期は、現在の平成31年3月15日で変更はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**中平均委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第129号片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の37ページをお開き願います。議案第129号片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

片岸地先海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の37ページをお開き願います。工事名は、片岸地先海岸災害復旧（23災570号）工事。工事場所は、釜石市片岸町地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した片岸地先海岸の防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、当初は標準断面方式により発注を行っておりましたが、契約後、所定量の堤体盛り土材料の調達が管内で困難であるため、管外からの調達に変更する必要が生じたためです。現地精査の結果、被災瓦れきの埋没が確認され、支障物撤去工を追加したほか、地盤改良工法の工期を変更するものでございます。

なお、38ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額45億3,336万3,828円に対し、今回の変更による23億7,047万3,532円、52.3%の増額となり、変更後の契約金額は69億383万7,360円となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・若築建設株式会社特定共同企業体でございます。工期は、現在の平成30年3月15日から平成31年3月15日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第130号小白浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の38ページをお開き願います。議案第130号小白浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説

明申し上げます。

小白浜地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の39ページをお開き願います。工事名は、小白浜地区海岸災害復旧（23災594号）工事。工事場所は、釜石市唐丹町地先。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した小白浜地区海岸の防潮堤及び水門を復旧する工事を行うものであります。変更設計の理由及びその内容は、詳細な地質調査及び設計を実施した結果、仮締切鋼矢板の長さ及び材料規格を変更し、また生コンクリートの供給不足により、被覆工を現場打ちからブロック二次製品に変更する必要が生じたものでございます。

なお、40ページに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額32億7,547万7,892円に対し、今回の変更により9億8,380万4,508円、30.0%の増額となり、変更後の契約金額は42億5,928万2,400円となるものでございます。請負者は、三井住友建設株式会社・株式会社本間組・梨子建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成29年3月15日から平成30年1月31日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第131号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八重樫河川課総括課長 議案（その5）の39ページをお開き願います。議案第131号大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

大槌川筋大槌地区ほか水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し、地方自治法第96

条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の41ページをお開き願います。工事名は、二級河川大槌川筋大槌の1地区ほか河川災害復旧（23災617号及び622号）水門土木工事。工事場所は、上閉伊郡大槌町大槌及び小鎚地内。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大槌川及び小鎚川河口部において津波対策の水門及び防潮堤を整備する工事を行うものでございます。変更設計の理由及びその内容は、詳細な地質調査及び設計を実施した結果、基礎杭構造及び施工工法を変更し、また当初想定していなかった地下水対策を追加する必要が生じたものでございます。

なお、42ページから43ページまでに変更概要に関する資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

契約額ですが、当初の契約金額138億9,845万6,928円に対し、今回の変更により52億5,054万6,792円、37.8%の増額となり、変更後の契約金額は191億4,900万3,720円となるものでございます。請負者は、株式会社安藤ハザマ・株式会社植木組・伊藤組土建株式会社・南建設株式会社特定共同企業体。工期は、現在の平成31年3月15日から平成32年3月13日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 さっきの議案までずっと現場打ちコンクリートから二次製品に変更するとありましたが、国土交通省がその責任で岩手県に二つの生コンクリートのプラントをつくって、なるべく影響の出ないようにやったのですが、これはまるっきり効果がなかったのでしょうか。今後はどうなのでしょう。

○幸野技術企画指導課長 生コンクリートの需給状況であります。沿岸各地域での生コンクリートの需給状況についても私どものほうで把握しておりまして、需要と供給が今かなり拮抗している状況ではあります。何とか需要量を賄うくらいの供給は出せているということでもあります。その状況が生み出されている一つの要因としては、国が直轄のプラントを2基建てたその効果もあって、何とか供給が間に合っているという状況であると認識しております。したがって、それが効果があるか、ないかということに関しては効果があったと考えております。

○八重樫河川課総括課長 関連しまして、復興工事が始まる初期の生コンクリートの需給状況を試算したところ、圧倒的に生コンクリートの供給が足りないというような状況になっておりまして、調整協議会等では、この海岸堤防等の被覆工を極力二次製品に置きかえた上で再度、調整量を試算しております。その結果でもまだ、生コンクリートの需給が逼迫するというような状況にありました。それから国土交通省の生コンクリートプラントについては、供給は国土交通省の行っている直轄の復興道路、そちらを主体に供給するというようになっておりますので、民間の生コンクリートプラントからは県や市町村、それぞ

れの工事への供給が行われているという状況にあり、この二次製品化することによっても供給バランスの逼迫をかなり抑えているというような対策になっているものと承知しております。

○**小野寺好委員** 骨材の過不足というのはどうなのでしょう。遠くから持ってこなくてはならないとか、そういうことになっているかどうか。

○**幸野技術企画指導課長** 生コンクリートに関しては製造してから打設するまでの時間に限りがあるので、余り遠方から運ぶというのは困難であります。したがって、管内で製造されたものを調達するというのが基本となりますが、一部隣接する地域から調達できるものもありまして、例えば遠野市なら釜石市の遠野市に近い側の現場に運ぶとか、岩泉町から宮古市の岩泉町に近い側の現場に運ぶとかという調整も一部しております。

生コンクリート用の骨材の状況でございますけれども、これだけ復興で生コンクリートの需要が増大しており、やはり地元産の骨材だけでは賅い切れないという中で、県外の骨材、例えば北海道や隣の青森県、そこから運搬して活用しなければならない状況が生じております。そういった遠方から、骨材を運搬して活用するということに関しまして、やはり輸送費がかかる。それが生コンクリートの価格に反映されて、非常に価格が上昇しているというところにつながっていると考えております。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案132号宮古港出崎地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**千葉港湾課総括課長** 議案（その5）の40ページをお開き願います。議案132号宮古港出崎地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

宮古港出崎地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の44ページをお開き願います。工事名は、宮古港出崎地区港湾災害復旧（23災68号）工事。工事場所は、宮古市出崎地内。契約金額は6億1,776万円で、請負率は97.86%。請負者は、株式会社佐賀組でございます。工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により沈下した宮古港出崎地区の物揚げ場をかさ上げし、復旧する工事を行うものでございます。工期は平成29年3月15日までで、平成27年度から平成28年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、45ページに入札結果説明書、46ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第133号釜石港須賀地区海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉港湾課総括課長 議案（その5）の41ページをお開き願います。議案第133号釜石港須賀地区海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

釜石港須賀地区海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の47ページをお開き願います。工事名は釜石港須賀地区海岸災害復旧（23災144号）工事。工事場所は、宮古市港町地内。契約金額は15億876万円で、請負率は90.80%。請負者は、五洋建設株式会社・株式会社山元特定共同企業体でございます。

工事概要ですが、本工事は東日本大震災津波により被災した釜石港須賀地区において防潮堤を復旧する工事を行うものでございます。工期は720日間で、平成27年度から平成29年度までの3年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、48ページに入札結果説明書、49ページに入札調書を添付しておりますが、説明は

省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第134号財産の取得に関し議決を求めることについてから、議案第137号財産の取得に関し議決を求めることについてまで、以上4件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○辻村住宅課長 議案（その5）の42ページをお開き願います。財産の取得に関し議決を求めることにつきまして御説明を申し上げます。お手元の議案説明資料でございますが50ページをあわせてお開き願います。

今回、山田町で実施する買取型災害公営住宅整備事業、議案第134号から議案第137号までにつきまして、議案（その5）42ページから45ページまでになります。こちらの資料により一括して御説明いたします。

買取型災害公営住宅整備事業の概要でございますが、事業者が基本計画を提案し、プロポーザル方式により県が選考した後、選定事業者が設計施工をあわせて行うものです。県は完成後の住宅を買い取るということになっております。選定及び発注の手順につきましては、資料で点線で枠囲いした部分に記載のとおりとなっております。県が事業者を公募選定いたしまして、基本協定を締結いたします。今般、事業者、事業計画及び事業費が確定しましたため、財産取得議案を提出するものでございます。

議案の提案時期につきましては、通常は建物完成後の売買契約の段階において審議をいただきますが、被災者の入居時期を少しでも早めることができますよう、基本協定を締結する今の段階で審議をいただきたいと考えております。その後、基本協定に基づき事業者が建築設計、建築工事を行います。工事完成後に県が買取検査を実施し、合格した後、売買契約を締結いたします。その後、引き渡しを受け、公営住宅の入居が開始となります。なお、本事業により整備された住宅は山田町に移管され、町営住宅として管理されます。

3の取得する財産の概要でございますが、提案議案の4件を表にまとめてございます。

所在地は、防災集団移転促進事業で整備されました長林地区及び船越第8団地の2地域でございます。取得予定価格は、設計管理費、外構工事及び建築確認申請等の手数料を含む価格となっておりますが、議案第134号から順に2億4,870万円以内、1億1,283万6,800円以内、1億5,700万円以内、8,567万6,000円以内であります。事業者につきましては、記載の2事業者でございます。

計画概要は、いずれも木造平屋の戸建てで、議案第134号から順に14戸、8戸、9戸、6戸で、住戸タイプにつきましては記載のとおりとなっております。また、附属施設といたしまして、それぞれ各戸に物置及び駐車場を整備いたします。

4の取得の方法でございますが、買い入れとしており、取得予定価格は災害公営住宅におきましては、国が標準的な建設費を示しておりますので、その額を上限といたしまして、事業者の提案価格以内とするものでございます。

5の事業スケジュールは記載のとおりで、でき上がり予定はいずれも平成28年10月であります。このため、建物の売買契約もこの時期となります。

ここで、資料の訂正をさせていただきます。6の選定経緯のところでございますけれども、この表の升の六つ目でございますが、提案受付が平成28年9月1日から11月25日となっておりますが、こちら平成27年9月1日からの誤りでございます。

今の選定までの経緯でございますが、平成27年8月に募集要項等を公表いたしまして、盛岡市、山田町で事業者向け説明会を実施いたしました。提案受付期間は、平成27年9月1日から11月25日までとし、9事業者から提案がございました。12月24日の審査委員会を経て事業者の決定、公表を行ったところでございます。

まず、選定委員会での評価の状況でございますが、ページをめくっていただきます。今回の事業は、提案者が住戸のタイプ及び住戸数を自由に提案できるということとしておりますので、審査につきましても住戸タイプごとに行っております。2DK、3DK及び車いす使用者住戸、それぞれの評価状況を示したものです。いずれのタイプの評価も同一の評点となっております。

事業の選定は、評価上位の者から、必要な整備戸数、こちらは全体で37戸ということでございますけれども、こちらの整備戸数を満たすまで上位の者から選定することとしております。結果といたしまして、9事業者から提案がございましたが、上位2者を選定することになってございます。

事業箇所の位置図及び配置図、平面図等は、資料に記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○小野寺好委員 請負と売買の違いなのですが、請負の場合は、請負契約が成立した後、何がしかのお金をやって、これで材料を買ってくださいと。ところが、売買の場合は、全部終わってから買いますと。そうした場合に、資金力のある会社とそうではないところがあって、場合によっては、請負みたいに少しお手当てしてくださいとか、そういう

申し入れとかはないのでしょうか。

○**辻村住宅課長** 請負工事等の前払金に相当する、事業者に運転資金のようなものを渡す仕組みはできないかということでございます。今回、こちらの買取型を企画するに当たりまして、一番考えたところはその点でございます。今回金融機関と連携いたしまして、工事の出来高に依りまして資金を融資していただくスキームをあわせて予定をしております。こちらを利用する、利用しないは事業者の自由でございますが、そのような形で、比較的、資金力に乏しい小規模な工務店等がこちらの提案に参加しやすいような仕組みをつくったところでございます。

○**小野寺好委員** おととしだったかと思いますが、宮古市のときはどうだったのですか。

○**辻村住宅課長** 宮古市では、自主提案型という形で実施しておりますが、やはりそのときに前払金等の御要望がございました。当時は、まだそういった仕組み等がありませんでしたので、業者のほうから、そういった声が聞こえてまいりました。それを踏まえて、今回こういう形で事業をさせていただいているところでございます。

○**白澤勉委員** まず、この買取型災害公営住宅整備事業で過去にこのような方法での実績はあったのかというのが一つ。

それから、通常の災害公営住宅を建築する場合と比べて、メリットとして、コストの縮減などが考えられると思うのですが、その辺の効果について。

3点目は、これは結局買い取りですから品質確保対策というか、最近建築業界でいろいろな不祥事、そういった部分がありますが、その辺の品質確保対策について。この3点についてちょっと教えてください。

○**辻村住宅課長** まず1点目、このタイプの買取事業の実績ですが、買い取り自体は、先ほどもお話をしましたとおり、宮古市等で実施しております。今回の仕組みにつきましては、事業者は戸数を自由に提案できることが基本で、例えば今回37戸を建設しますが、うちの会社は5戸だったらできる、10戸だったらできると、そういった方々も提案いただけるような仕組みとなっています。ですから、そういう形での買い取りは今回が初めてということになっております。

それから、通常の発注と比較してのコストとか、メリットの話が2点目にございました。今回、こちらの発注の狙いといたしましては、先ほど戸数を自由に提案できるという話をしましたので、地場の工務店ですとか、比較的、これまでコンベンションに参入してこなかった建設事業者からも手を挙げやすいような仕組みになっているかと思えます。例えばまとめて37戸を発注するという形になりますと、どうしてもそれを受注できるのは、県外の大手ハウスメーカーとか、そういったところに限定されますので、それらの方々と同じ土俵で御提案をいただけるということで採用したところでございます。

3点目の品質確保の関係でございますが、こちらの買い取りに当たりましては、性能の要求をしております。例えば耐震性能はこのくらいのクラス、断熱に関してはこれくらいの条件を満たしてくださいという。建築につきましては第三者機関が、それらを認定する

仕組みがございますので認定を受けてくださいと。最終的に買い取るわけで完成時に検査を受けるのですが、工事中、そちらの第三者機関のほうから所定の性能を満たしたものであるとお墨付きをいただいでくださいということで品質確保を図っているものでございます。

○中平均委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中平均委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、県土整備部から一般国道343号陸前高田市矢作地区の落石に伴う全面通行どめへの対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○中村道路環境課総括課長 一般国道343号陸前高田市矢作地区の落石に伴う全面通行どめへの対応について、お手元に配付いたしました資料に沿って説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。概要といたしまして、2ページには現場の位置図を、3ページには航空写真をおつけしております。2月15日に一般国道343号陸前高田市矢作町坂下地内で発生した落石により、延長約50メートル間について全面通行どめとしており、現在も継続しております。

4ページをお開き願います。落石の発生についてでございます。道路から約35メートル上部ののり面から、2月15日の午前3時20分ごろに1回目の落石、同日午後8時半ごろに2回目の落石があり、20日には午前8時半ごろ、倒木を伴う崩落があったところです。

次に、これまでの県の対応と今後の見通しについて説明いたします。5ページをお開きください。まず、通行規制措置と応急対応についてですが、2月15日、1回目の落石を受け、県では午前4時20分から全面通行どめとし、19日には仮設防護工として大型土のうを設置するとともに、斜面監視員を配置した上で、一旦片側交互通行に移行しましたが、20日の崩落を受け、再度全面通行どめとしたところです。近傍に迂回路はなく、大回りの迂回とせざるを得ない状況ですが、道路利用者の皆様には道路情報板の表示や迂回路案内看板の設置等を通じて周知に努めております。

6ページをごらんください。国の専門家による現地調査と県の対応についてです。県では15日の崩落後、翌16日に現地確認をした上で、国の専門家による調査を要請し、17日に

国立研究開発法人土木研究所の専門家による現地調査を実施いたしました。その結果、専門家からは、崩落原因に対する見解や、交通確保に係る指導、助言等をいただいたところです。県ではその指導、助言に基づきまして、交通確保に向けた対応を進め、19日に日中の片側交互通行に一旦移行したところです。19日は何事もなく経過いたしました。20日土曜日、朝8時半ごろ、倒木を伴う崩落が発生したことから全面通行どめの措置をとり、再度国の専門家による現地調査を要請し、翌21日日曜日に調査を実施したところです。

その際、専門家からは、今回の崩落でも不安定な部分は依然として残っており、小規模な崩落が継続していることから、現時点での交通開放は危険であること。無人掘削機械による不安定土塊の除去、並びに対岸への迂回路設置を検討することなどの指導、助言をいただいたところです。県では直ちにそれらの作業に向けての準備を進め、26日金曜日には、どちらの工事にも着手したところでございます。

不安定土塊の除去の作業状況を7ページに、迂回路設置の作業状況を8ページに示してございます。どちらの作業も3月中旬には完了させたいと考えておりますが、特にも迂回路設置については、二つの仮設橋梁を設置しなければならないことから、工程管理をしっかりとしながら取り組んでまいります。

9ページをごらんください。本格的な防災対策につきましては、不安定土塊を除去した後、ボーリングなどの調査を進め、それらの結果をもとに検討することとしております。最後に、県では一刻も早い交通確保に向け、迂回路の設置を急ぐとともに不安定土塊の除去を安全に進め、本格的な防災対策のための調査につなげるべく全力で取り組んでまいります。

申しわけございません。資料の訂正をお願いいたします。資料の6ページ左下でございます。日付のところは9日金曜日となっておりますが、19日金曜日でございます。申しわけございません。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 まず、一般国道343号です。これは私のライフワークでもありますので、関連も含めてお願いしたいのですが、本当にびっくりしました。委員会調査で、ちょうど西和賀町の国道107号の崩落を見たばかりで、かつ、完成時期の説明もなかったような、そういうふうなことがありまして、今回のこの件についても同じような形式なものですから、非常に心配しておりました。復興支援道路ということで、陸前高田市への大動脈であるということで大変なわけなのですが、そういう中でも国の専門家を急いで呼んで、いろいろ調査していただいたり、かつ検討の末、片側通行でも大丈夫ではないかということだったのですが、やはり自然というのは怖いもので、片側で再開するといった報道の途端に2度目の崩落があって、結局は全面通行どめがずっと続いているということでもあります。

今までの経過、それから今後の対応はわかったのですけれども、8ページ、これまでの県の対応と今後の見通しということで、不安定部分の除去と迂回路の確保ということで、3月中旬までということですが、3月中旬までというのは迂回路での全面通行どめ解除な

のか、最終的に、さまざまな不安定なところを除去して現道で回復するのはいつごろなのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○中村道路環境課総括課長 交通の回復につきましては、まず迂回路を3月中旬ぐらいまでに設置して、迂回路での開放を目指すということでございます。現道の部分での開放となりますと、本格的に防災対策をしてからとなりますので、まずは仮設の迂回路での開放のほうを今月中旬に何とかしたいと考えております。

○神崎浩之委員 西和賀町のときも、いつできるのだということを知りたいのですが。

この道路は、先ほども言いましたとおり災害復興の支援道路で、仮設もやるわけなのですけれども、大きいトラックとか、大きいダンプがばんばん走るわけです。単なる生活道路ではなくて陸前高田市の復興に大きく寄与している。人的にも、復興支援についても、それから経済的にも大切な道路ということで、大きいトラック、トレーラーも走るのですけれども、この迂回路は大丈夫なのかどうかというのが一つ。

それからこの道路を見ると陸前高田市の地域の住民の方が孤立されているわけです。その地域の住民の方の戸数と、例えば子供たちの通学とか、高齢者であればデイサービスの通所とか、道路で分断されておりますので、そのあたりはどうなっているのかということがもう一つ。

また、今後の応急復旧、不安定土塊や仮設道路の分の業者というのは、どういうところに頼んでいくのかと。陸前高田市はそれだけでなく業者の方が忙しいですね。陸前高田市以外の業者に、この分の災害復旧をやってもらうのか、この辺の頼み方について、陸前高田市の本体の復興に支障を来さないような対応も必要だと思いますが、その辺についてお願いしたいと思います。

それから、防護ネットですけれども、この国道343号というのは私もよく通るのですが、下ばかりしか見ていないので、上の危険性というのはなかなか把握していなかったのです。余り防護壁とか防護ネットみたいなものは、大原から矢作ぐらいまで、ないような感じがしているのですけれども、実際山の斜面の危険ということで、防護ネット等はほかの場所でも設置されているものなのかどうか、あわせてお願いしたいと思います。

○中村道路環境課総括課長 まずは1点目、迂回路の関係でございますけれども、迂回路につきましては、今2車線を確保した迂回路で整備を進めようというふうにしております。確かにスムーズに通れるかと言われると、一旦川を対岸に渡って、また戻るとなりますので、なかなかスムーズというわけにはいきませんが、2車線をまず確保することで、大型車両についても十分通れる仕様で整備を進めてございます。

また2点目、孤立というか、集落の関係のところでございます。今、この現場から一関市側に1キロメートルぐらい行ったところに小黒山集落がございまして、14世帯、40名の方がそこで住まわれております。我々のほうでも調査をいたしまして、まず児童生徒につきましては、小中高校生はいらっしゃらないという状況でございました。ただ、もちろん陸前高田市の市街地のほうに通勤なさる方、また通院なさっている方はいらっしゃいます。

その方々は大回りな迂回を余儀なくされている状況で、大変心苦しく思っているところがございます。また、緊急時も当然考えられます。救急車とか消防車等の対応につきましては、陸前高田市と一関市の消防サイドのほうで調整をしていただきまして、その部分については、一関市側のほうから対応するというので調整がされております。いずれ、県では今迂回路の設置にとにかく取り組んでおります。一刻も早い完成に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

次に、業者の関係でございます。仮設の迂回路の設置等を進めていますのは、これほどこの管内でもしておりますが、県が年間で道路委託をしている業者をお願いしているところがございます。こちらの業者は、陸前高田市内の業者になっております。復旧、復興のほうでも大変忙しくされているところではありますが、ここに関しましては御協力をいただいて、そしていろいろと頑張ってもらっているところがございます。

また、本格的な防災対策につきましては、いずれ調査を進めた上で、今年度の対策ということになれば、それはまた通常の発注の方法をとりながら対応してもらいたいと思いません。

この路線内での防災対策の部分のところでございます。この路線、大東から陸前高田市までの間のところに関しては、今のところでは、のり面の対策をやっているのは平成11年、12年で、黒森トンネルの坑口の部分のところ、のり面の対策をしております。過去にはモルタルの吹きつけ等をやっているところがございます。その部分は時間がたつて劣化しております。そういったところの修繕工事に今現在取りかかっているところがございます。現在のところでは、のり面对策に関しては以上でございます。

○**神崎浩之委員** 中村課長には、完成時期以外は的確に答えていただきました。非常にほかのところも心配なのですが、最後に部長にお聞きします。陸前高田市の議員も一関市の議員もこの国道343号には興味を持っておりますし、復興支援のためにも新笹ノ田トンネルの早期着手、完成というふうに思っているのですが、今回こういうことがありまして、大動脈が分断されるというのは、非常に心配していたとおり大変なことだと思っております。

今までループ橋の下の冬の心配ばかりしていたのですけれども、今回はそうではなくて、上のほうの危険ということも出現したわけでありまして。これを踏まえて、ぜひ陸前高田市の復興のためにも新笹ノ田トンネルの着工について、県でも検討していただきたいと思えますし、それから国にも直轄でやっていただくように働きかけていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○**蓮見県土整備部長** 国道343号の全面通行どめに関しましては、道路を利用される方に大変御不便、御迷惑をおかけしております。まずは仮設の迂回路を早期に完成させて、そちらを使っていただく。全面通行どめを解除して、まず通れるようにするというのが今の最大の課題だと思っておりますので、これに全力を挙げていきたいというふうに思っております。

笹ノ田峠、笹ノ田トンネルに関しましては、まだ詳細に私ども調査とか、設計とか、や

っているわけではございませんが、現地の地形等を勘案いたしますと、もう少し一関市側に大規模なトンネルができるのではないかと考えております。笹ノ田峠の改良、トンネル化自体は、しっかりと必要性等、地元の皆様方にもいろいろ教えていただきながら、県としてもこれから検討していきたいと考えてございますが、この道路をまず安全に、とにかくいろいろな復興で通られる方もおられますので、通すということに全力を挙げていきたいと思っています。

○**神崎浩之委員** 部長におかれましては、ぜひ国のほうに働きかけていただきたいということと、そのうちお願いに行く立場になるかもしれませんが、どうぞひとつよろしくをお願いします。

1点なのですけれども、請負契約の関係です。毎回追加の提案で、請負変更が出るのですけれども、その都度精査をしながら、我々のほうも議決しているわけですが、一体これはどうなっていくのかなという心配があるのです。そろそろ全体像を把握しておかなければならないなど。例えば6件出て、そのうち5件変更契約が出て、そして質疑をしながら承認していくわけなのですけれども、もともとこの復興予算というのは、国民の皆さんの税金から出ております。もちろん皆さんからすれば、正式に調査をして、積算して、そして妥当な数字で変更をかけているわけですね。30%増になったり、150%増になったり、50%増になったりということがあるのですけれども、果たして、当初の復興予算の中の県土整備の部分に対して、議会にかかる、かからないは別として、小さなものを含めて、当初から大分膨らんでいると思うのです。そのあたり、きょう言っても多分資料は出ないとは思いますが、今までの中で、当初考えていたところから何割ぐらい膨らんでいるのか、今後はどうなのかというようなことを、後からでもいいので資料を出していただきたいと思うのです。その都度出されても、全体でどうなっているのか、例えば全体の中から2割ぐらい膨らんでいるのか、どうなのかわからないのですよ、150%増とかという金額も出たりするわけなので。そういうことを少し全体でどうなっているのかということも整理されているのかどうか。それから、今後もさらに変更契約としてどんどん出ていくのかどうか。その辺の見通しも含めて、そういう積算も過去にさかのぼって、ふえている金額全体、そのような数値もあるのかどうか、ちょっとお伺いいたしますし、ない部分については、後から資料提供をいただきたいと思います。

○**蓮見県土整備部長** 復興事業、復興関連工事の増額等についてですが、残念ながら、今後も増額が見込まれる事業がございますし、変更契約の議案の審議をお願いすることになると思います。増額の理由につきましては、関連する事業等の調整とか、あるいはコンクリートの二次製品を使用するとか、それから労務単価も上がってございます。資材単価も上がってございますし、それから、これは箇所の特有の話でございますが、トンネル工事におきましては、ヒ素等の有害物質が出てくるというようなケースも想定されるわけでございますし、さまざまな要因から増額にならざるを得ない工事が出てくると思います。これらの工事が全体としてどうなっていたのかということにつきましては、時期を見て分析

をした上で御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○中平均委員長 この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○軽石義則委員 では、大きく2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、初めにですが、先ほど国道343号の部分についての質疑が交わされていますけれども、特にこれからそういうものが予測される箇所や危険箇所など、事前に察知しているところがほかにもあるとすれば教えていただきたいと思います。平成22年8月11日に国立研究開発法人土木研究所から深層崩壊についてのマップというものが発表され、岩手県は特に高い場所はなかったのですが、危険性の高いところが一定程度示されています。1カ所、かなり古い時代に深層崩壊があったのが宮古市で、それ以降、特にないようですが、東日本大震災津波を経て地層も大きく動いている状況の中で、さらにそういう危険箇所が埋まっているのではないかというふうにも考えられるわけありますけれども、現状どういうふうに把握をされているのかお聞きをいたします。

○檜山砂防災害課総括課長 今回の委員の御指摘は深層崩壊ということで、一般的にいろいろな山崩れ、斜面崩壊のうち、表層ではない、深いところで滑るというような状態のことを指していると思われましても、これにつきましては、先ほど委員のほうから御案内ありましたとおり、平成22年には国土交通省においてそういったマップを示していただき、平成24年にも引き続きマップを示しながら、危険であるということが県内でも指摘されたところであります。

これにつきましては、深層崩壊はメカニズム的にもなかなか難しく、非常に高度なものであることから、国が主体で行ってきているというのが実態であります。今のところ承知しているものでは、国の調査といっても、平成22年、平成24年は試行的に行って公表しているということで、現時点においてもその査定手法とか、そこまで決定には至っていないということで聞いております。それらを踏まえて県におきましても、今後国の検討状況とか、そういう情報を得ながら、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 深層崩壊については、これから国の動向も見ながらということでございますので、しっかりと事前に対策することも大事だと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、表層崩壊のほうは、どのようなところを把握されているのか、あれば教えていただきたいと思います。

○檜山砂防災害課総括課長 いわゆる表層崩壊ということで、一般的によく発生する土砂災害ですか、そういうものを指しているかと思えます。それにつきましては、県においては、今把握しているのは大体1万4,000カ所ぐらい、そういう危険な箇所があると把握しておりまして、それに向けましては警戒区域等の指定に向けて、今さまざま取り組んでいる

ところでございます。

警戒区域の指定は、今のところ3割程度まで指定しておりますけれども、順次、これら危険箇所等につきまして、そういった指定でソフト対策等を進めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** かなりの数だというのはわかりましたけれども、今回の国道343号や国道107号も、当然その中には入っていて対応などを考えて、これは国道ですが、県道にもそういうところが、即対応しなければならないところがあるのでしょうか。

○**中村道路環境課総括課長** 道路に関する危険箇所に関しましては、平成19年に道路防災総点検で点検をしております。その中で、緊急度で分けまして、早期に対応しなければならないところ等を把握しているところでございます。今現在、緊急的に整備をしなければならないところに関しましては、緊急度が高い要対策箇所が1,285カ所ございます。これらの中で特にもランクが高いところ、要対策箇所としてAランクに位置づけられているところの93カ所は優先的に、県では実施、対策を進めている状況でございます。

○**軽石義則委員** Aランク93カ所、要対策箇所というところは、いわゆる表面でない、土の中ですので、見えないところもあって、どこから最初というのはなかなか把握しきれないところもあると思うのですが、復興事業も進め、そして危険箇所も解消、これは道路以外のところにも急傾斜地やいろいろなところもあると思います。それらをもう少し見えるようにしていただければ、さらにいいのではないかと思いますし、当然県民にはそれらの周知はされているのでしょうか。

○**檜山砂防災害課総括課長** まずは、道路等ののり面の関係ですけれども、先ほど申しました危険箇所につきましては、住家等を対象にしておりますので、道路等の施設はまた別のもので、含まれていないことがまず1点あります。

それと、そういう危険箇所の周知につきましては、最終的に警戒区域の指定等につきまして、いろいろなソフト対策をしているのですが、実際問題なかなか指定も追いつかないということで、今全国的には、危険箇所につきまして、指定に向けた基礎調査を公表しており、指定にならずとも危険であるということ、いち早く住民の方々に周知するというので、県としましては基礎調査の公表等におきまして、危険箇所を住民の方にお知らせしているところでございます。

○**軽石義則委員** いつ災害が発生するかわからないところもあるとすれば、しっかりと事前に周知をしていくことも大事だと思いますので、引き続き対策をとっていただくことをお願いします。

次に移ります。一般質問で雪害の対策についてお聞きしましたけれども、道路にかかわる部分等、除雪、倒木、それらについての具体的などの答弁をいただかなかったので、きょう確認します。2月18日にいただいた資料に基づいて今お聞きをしていますけれども、今回一般県道では12路線、14カ所、全面通行どめということで、これらの路線の対策というのは、これまでも過去に経験をしてきたこともあると思うのですが、それらの対応をし

た上でも、今回このような全面通行どめにならざるを得ないような状況だったのか、事前に対応しておけば今回全面通行どめまでには至らなかったのか、その部分について一回お聞きしておきます。

○中村道路環境課総括課長 今、委員が御指摘になったのは、1月18日、19日に発生した暴風雪に関するものだと思います。

この際に、県が管理する道路で全面通行どめしたのは22路線の29カ所になっております。この雪に関しましては、短時間で数十センチメートル積雪し、そして湿った雪でもあったところです。通常除雪の出動に当たりましては、気象警報、降雪の状況を踏まえまして、県の除雪計画で位置づけております出動基準にのっとって対応しております。1月18日、19日のときもそのような形で対応しております。

ただ、先ほど言いましたように、今回は短時間で数十センチメートルの大雪で湿った雪ということもあって、倒木とか電線が道路のほうに垂れ下がったというようなことで、14路線の17カ所が全面通行どめになっております。こうしたことから、その処理、除雪にもなかなか時間を要したという状況になってございます。

○軽石義則委員 湿った雪で、短時間での対応ということでもありますので、災害の規模も大きくなったことは理解をしておりますけれども、倒木の場合は特に、事前に伐採をしておけば、雪が降る前でも十分に対応できると思いますし、これまでも経験があり、それらの道路の周辺環境整備もやってきてはいたと思いますけれども、その部分の対策は十分だったのでしょうか。

○中村道路環境課総括課長 倒木を事前に処理する、これは大変重要なことで御指摘のとおりだと思います。県でも道路パトロールを通じまして、決して大雪だけではなくて道路管理上、支障となる立ち木の伐採は進めております。ただ、道路区域の中であれば、道路管理者で処理ができるのですけれども、道路区域外のところの立ち木に関しましては、所有者の承諾を得なければならないということで、なかなか進めることが思うに任せない状況も、現状としてございます。県としては、そういったところに関しても粘り強く話をして了解をいただいて、切らせていただくという対応を進めて参りたいと思います。

○軽石義則委員 事前の対策があればこそ、その災害の規模が縮小されたり、復旧が早期になったりということもあると思いますので、今後しっかり対応していただきたいと思います。これは県だけで行っても、県道は市町村の道路にもつながっているわけで、結局市町村でもその予算がなければ、その部分の工事が進まなければ県が管理する道路が開通したとしても、その先に行けない状態もありますので、市町村にもそれらの対策ができるような支援を県からもしていくべきではないかと思っておりますが、それらについてはどのようにお考えでしょうか。

○中村道路環境課総括課長 道路の管理に関する部分で、市町村道まで支援ができるかという、正直なかなか大変なところがございます。道路の管理に関してはそれぞれの道路管理者がみずから行うものとなっております、県道の管理をするだけでもかなり大変な

状況でございます。市町村のほうまで支援の手を伸べることには、申しわけございませんが今の段階ではなかなか厳しい状況でございます。

○**軽石義則委員** 厳しい状況は十分わかりますけれども、しかし災害が発生してから取り組む場合には、県も市町村も同様にしていけないと孤立したところは解消されないわけですね。ということであれば、早い時期から連携していれば、こういう事態にもならなかったというふうにも考えられるわけですし、県がかなり実施をしていけば、市町村もそれを参考に見習うこともありますし、また、民間の皆さんの協力も得なければならぬというお話でしたので、そういう意味では民間の皆さんにも協力いただきやすい環境づくりというのも大事だと思いますので、それは難しいではなくて、何とかやる方法を考えていきたいということにはならないのでしょうか。

○**中村道路環境課総括課長** 除雪に関しては、県と市町村で、例えば交換してお互いに効率的な除雪等にも取り組んで、市町村が困っているときには県のほうで支援したりする、そういったことは現在もやっております。さまざまな手だてを通じまして、できるだけ早く効果がある対策も講じていくということが県の責任とも考えておりますので、このような視点に立ちまして、今後の対応について考えて参りたいと思います。

○**軽石義則委員** ぜひよろしくお願ひいたします。特にも伐採作業の場合は特殊な作業であって、通常の伐採と、災害時の伐採の作業の難しさはかなり違ってきますし、技術者不足が業界でもかなり叫ばれておりますので、そういう意味ではどこに対応を要請すれば早期に工事なり復旧工事が進捗するかという把握も県土整備部でも一緒にやっていくことが大事だと思いますし、そういう対策工事において、その仕事もしっかりつながっていくといいますか、誰も工事する人がいなくなればやりたくてもできなくなってくるわけですので、そういうところも配慮いただければというふうに思いますので、ぜひそれらのことも含めて今後の取り組みをしっかりとやっていただくことをお願いして終わります。

○**工藤勝博委員** 災害公営住宅の状況をお伺いしたいと思います。先ほど1月末の時点で公表になっておりますけれども、平成28年度で災害住宅が完成する状況の中で、空き室が出てきたということでございます。空き室の今後の対策とか、状況をどのように改善していくのか、まずそのことを先にお聞きしたいと思います。

○**辻村住宅課長** 災害公営住宅の将来の空き室の話でございます。災害公営住宅につきましては、被災者以外は入居できない制度となっておりますが、入居を希望する被災者は復興が進むといなくなります。また、現在入居されている方が転居されるですとか、あるいは一回入ったのだけれども、その後に家をお建てになった方といったような形で、将来的にあいてくる、これは確実でございます。ただ制度上、そういった形であいてきたものにつきましては、一般の公営住宅として所得の少ない方々、こちらを入居させることは構いませんとなっております。とはいえ今現在、被災地では数多くの方々が仮設住宅に入居されている状態で、また、特に県南部の災害公営住宅は一部が入居されていないという状況でありますけれども、これらにつきましては、いまだ意向が明らかにされていない方々に

対しまして、市町村で、仮設の集約等を踏まえて、これからどうするかという個別の面談等をされていると伺ってございますので、今あいているものについては一時的なものということで、埋まってくると思います。ですから、今の時点で、被災者以外の方を入居させることは難しいものと考えてございますが、将来的にあいてきた場合につきましては、そのような取り扱いを行うことになろうかと考えております。

○**工藤勝博委員** 当初から希望をとって、戸数の計画を各市町村あるいは県の部分もあったと思うのですが、実際まだまだ応急仮設にいる方々のしっかりとした意向を固めない、まだまだこの先どうなのかということが心配されます。そして、きょうの議案第134号から第137号までの山田町の買い取りの部分も含めて、市町村別に見ますと山田町が一番空き室があるのですよね。そういう状況の中で心配なことは、さらに完成したら、その後どうするのですかとなってしまうのですけれども、その辺も含めて、先ほど被災者以外にも間口は広げますよという話であります、まずは今仮設にいる皆さんが確実に入居するのだということもはっきりと把握しなければならないと思うのですけれども、その辺のこれからの手続についてどのように考えていますか。

○**辻村住宅課長** 仮設に入られている方々の意向ということになりますが、先ほどもちょっとお答えさせていただきましたが、今仮設に入られている方も、最初は入ると言っていたのが、いましばらく態度保留になっている方々が実は相当数いらっしゃるということがあります。現在市町村では仮設住宅の集約計画を作成していると同っております。というのは、仮設につきましてもいつまでも置いておけるものではございませんし、学校の校庭等も早くあけたいという首長の強い思いもあるようでございます。そちらにお住まいの方々の中には、態度を明らかにされていない方々が相当数いらっしゃいますが、個別に連絡して指導といいますか、動向を把握している最中ということでございます。それらを踏まえて、山田町は、確かに災害公営住宅建設の進度が遅れておりますけれども、今後、もし戸数等の調整の必要が生じるようなことがございましたらば、それは町とも連携をとって適切に対処してまいります。

○**工藤勝博委員** 市町村と県が取得した公営住宅は、いずれ管理維持費がかかると思うのですね。建てるときは100%復興事業でやって、その後いろいろな経費がかかると思うのです。例えば100戸の住宅に30戸しか入らなかったとなると、また入る人の負担が逆に増すと思うので、それも含めながら今後公営住宅のあり方を検討すべきだと思いますけれども、どうでしょうか。

○**辻村住宅課長** 現在、県では災害公営住宅を含む公営住宅につきましては、長寿命化計画というものを立ててございます。たまたま見直しの時期でございますので、将来的な災害公営住宅の維持管理を踏まえて、今回県が管理する戸数もかなり大幅にふえるものですから、今御指摘いただきましたようにいかに効率的に維持管理していくか、そのような中で一般の方々にどのような形で提供していくかといったことも踏まえて、今後このサービスが途切れずに継続していけるよう検討しているところでございます。

○白澤勉委員 私からは大きく3点です。

まず一つは、先ほどの国道343号の写真を改めて見まして、事故がなくてよかったという思いをしております。特に夜中の3時20分、そして午前8時半、土曜日ということであり、本当に何事もなくよかったと。私も千厩から陸前高田市に通っていたときに、まさにこのループ橋、あるいは気仙沼コース、幾つかのルートを使いながら通った経験もあります。

一つ聞きたいのは、道路管理パトロールの状況といたしますか、安全確保対策について、先ほども道路総点検で早期に危険箇所を把握されているとおっしゃっていました。この箇所はその指定箇所に入っていたのかどうか。そして、通常の道路パトロールで、こういった現場で見るときに、管理している部分とそうでない部分まで、限界があるわけですね。そういったところのパトロールの状況とかお聞かせいただければと思います。

○中村道路環境課総括課長 まず、危険箇所というところでいいますと、ここに関しましては、緊急的に対策が必要な箇所にはなっていないところがございます。通常のパトロールに関しましては、路面上のいろいろな変状等を確認したり、またのり面等の異状なところを把握したりということになりますけれども、やはり全てを一度に見るのはなかなか厳しいところがございます。そういった面でございますと、ある程度テーマを絞って、今回のパトロールはこういった視点でいくというように、テーマを設定しながらパトロールしていかなければならないのかと今回の災害で思っているところでございます。

○白澤勉委員 管理する道路延長も多い県管理道路ですから、ひとつしっかりと適切によりしくお願いしたいと思えます。

二つ目が復興に関する事で大きく二つ。まず一つは、特に技術職員の不足が叫ばれていますけれども、来年度の県職員、特に土木建築職の現員見込みについて、岩手県職員、土木で429名、他県からの派遣職員43名、合計472名。それから建築職で64名、他県からの派遣8名、合計72名とお伺いしておりますけれども、見込み数は足りているのでしょうか。

○鈴木副部長兼県土整備企画室長 平成28年度当初における県土整備部所属の技術系職員の確保の見通しでございますが、現在まさに平成28年度当初に向けて調整中という段階ではございますけれども、当初におきましては、委員からお話ございましたとおり、平成28年2月末現在の現制度ということで、合計で土木職につきましては472名、現段階の見込みとして、正規職員としては372名という状況でございます。しかしながら、御案内のとおり東日本大震災津波の発災以降、膨大な事業量という中で、十分充足できる状況に至っておりませんし、引き続き技術職員の確保に向けて取り組んでいるところでございます。

今平成28年度当初に向けてと申し上げましたが、実は人員の確保につきましては、年から年中、年間を通じて、例えば採用の前倒し等、取り組んでいる状況でございます。

○白澤勉委員 復興事業がピークを迎えているとはいうものの、さまざまな事業を執行して、今日も早い被災地の復興をやっておりますので、職員の確保をぜひ頑張ってくださいと、OB職員も含めてというか、いろいろ難しいところはあるかと思うのですけれ

ども、ぜひこの職員の確保対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

部長にちょっとお聞きします。間もなく5年を迎えます。復興事業の今の進捗の評価と
いうか、部長としてどういうふうにお感じになっているのか、今度の予算特別委員会では
私は聞くことができないので、今ここで聞かせていただきたいと思いますのですけれども、今の復興
事業、特に県土整備部が所管している事業の今の進捗をどう見ていて、もうちょっとこう
いう法の規制だとか、あるいは手続の面で、これをやっていけばもう少し進捗したのでは
ないかなという点があれば、総括的なところでお聞かせ願います。

○蓮見県土整備部長 県土整備部の関係の復旧・復興事業におきましては、インフラの復
旧・復興ということで、さまざまな事業、工事に取り組んでいるところでございます。現
状を一言で申し上げますと、道半ばというところでございます。平成24年度から復旧・復
興のロードマップでいろいろな事業のスケジュールをお示ししてきたわけでございますけ
れども、当初に御説明したスケジュールよりは、やはりいろいろな場所で少しずつおくれ
が出てきているというのも現実でございます、現場のさまざまな調整とか、不確定要素
などと日々闘いながら事業をやっているというのが現実でございます。

手続等で改善する部分があるかということにつきましては、一つは用地の取得に関して
は最終的には国のほうで復興特区法の改正がなされまして、これを活用して、事業認定終
了の円滑な実施に努めているところでございまして、幾つかの箇所によって早まった
場所がありますので、課題となっていた部分の一つについては解決されたのかと思っ
てございます。

それから、お話にも出ましたけれども、マンパワーのところをいろいろな方策で確保し
ながらやっていますし、全国の自治体からも応援をいただきながらやっているということ
ですので、いろいろな課題を抱えながらも少しずつ着実に進んでいるということは間違い
ないところかと思っております。

私の所感で一つ申し上げるとすれば、いろいろな課題はありながらも復興道路とか港湾
の復旧整備などが進んでいる中で、これからの三陸、岩手の復興、振興に非常に期待が持
てるようないろいろな動きが出て参りまして、宮古一室蘭間のフェリーの就航計画ですと
か、釜石港へのコンテナ船の入港ですとか、そういったことが少しずつ動き始めておりま
すので、私どもの整備するインフラを活用してさまざまな民間事業も含めて、振興がこれ
からできていくのではないかと、そういう期待も込めて感じているところでございます。

○白澤勉委員 本当に現場で頑張られているスタッフといいますか、職員の御努力に改め
て感謝申し上げたいという思いでございますし、我々はそれを今度は活用するステージに
入ってくると思っております。引き続き職員の皆様の健康管理を含めて、ぜひさらなる御
努力を御期待します。

最後に、岩手医科大学の移転が予定されておまして、渋滞緩和対策といいますか、そ
こを最後に聞いて終わります。矢巾町に移転しますけれども、1日1万人ぐらいの交流人
口が生まれると言われております。今ですら時間帯によっては渋滞をしているのですけれ

ども、今後移転すると、間違いなく県道205号不動矢巾停車場線だとか、国道4号から入るところが混むのではないかなと思います。

それで何を聞きたいかといいますと、先を見通した用地補償とかが円滑に進むように、先に確保していく対策などがあるのかなのか、スマートインターチェンジ、そして徳田橋、あそこの全体的な道路ネットワークを見越して、緊急搬送、広域医療圏の体制づくりという視点からお尋ねをいたします。

○**千葉都市計画課総括課長** 渋滞対策に関してのお問い合わせでございます。一般的な渋滞対策についてのお話といたしましては、総合的な渋滞に対して整備計画を策定します岩手県渋滞対策推進協議会というものを国が中心となって設置しておりまして、平成24年度に主要渋滞箇所を公表して、以後主要渋滞箇所のモニタリング等の調査を行っているところでございます。矢巾町におきましては国道4号、先ほど委員御指摘の西徳田交差点がやはり主要渋滞箇所として選定されておりまして、渋滞状況につきましては、大きな変化は現状としてはないところでございます。

委員御指摘の交流人口の増大等に伴う渋滞状況につきましては、当該協議会において注意する等、今後のモニタリング結果を矢巾町と共有しながら必要な検討を行っていきたくと考えています。

○**白澤勉委員** 整備効果を高める意味で、スマートインターチェンジの整備、それから今後徳田橋という東西のライン、それぞれ県管理の部分が整備されていきます。そして、この高度医療機関につながるところが円滑に流れるような大所高所の視点で見たところの整備対策、そして県道だけでなく恐らく町道とのそういった連携も必要になってまいりますので、ぜひそこはしっかりと協議会あるいは地元の町とも連携しながら、渋滞緩和対策に取り組んでいただければと思います。

○**中村道路環境課総括課長** 先ほど軽石委員の質問に対するお答えの中で、道路の防災点検で緊急的に対応しなければならない箇所を93と答えさせていただきましたが、165の間違いでございましたので、訂正させていただきます。

○**柳村岩見委員** 来週から新年度の予算特別委員会が始まりますけれども、当該委員でございます。質問を控えることが慣例でございますので、道は開けてはおりますけれども、質問をはばかるのでここでお尋ねします。

木賊川遊水地の着工の準備状況をお知らせください。

○**八重樫河川課総括課長** 木賊川の整備状況でございます。今年度は、遊水地の予定地の用地補償の案件が解決いたしまして、1物件ございましたけれども、そちらのほうは基金を立てまして、補償は完了しました。ということで、次の段階は工事を進めていく段階になっております。今年度は池の周りを回る木賊川の切りかえ工事を行っていく必要がありますので、そちらのほうに着手したというところでございます。今後は、予算の範囲内で、順次遊水地の周りの河川の切りかえ工事を進めてまいりたいと考えております。

○**柳村岩見委員** 今の平成27年度の工事、それをもって着工ということによろしいですか

ということと、平成28年度の事業展開について、きょうのほかの常任委員会では新年度の予算にかかわることは、この際発言でとめられたそうです。ということもあるのだけども、ここはとめないと思うのですが、平成28年度の事業展開では、予算はどういうふうになりますか。

○**八重樫河川課総括課長** まず、着工についてということでございますけれども、従前、木賊川から諸葛川へバイパスする放水路については施工をしております、そちらのほうの機能の一部として存在するものですから、正確には着工はされていることになろうかと思えます。ただし、遊水地自体の築造については、用地が解決したということで、こちらについては今年度にまずくわを入れたというか、特に大々的な着工式等はしておりませんが、遊水地の工事には着手したということによろしいかと思えます。

それから、平成28年度予算については申しわけありませんが……。

○**中平均委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**中平均委員長** 再開いたします。

○**柳村岩見委員** 係からこそと聞けばわかることなのです。ただ、物事の流れがありまして、常任委員会の姿あるいはこの際発言の中身、あるいは付託された案件という性質とかというものを一回整理してみたかったので、あえてお尋ねしました。

○**中平均委員長** 御協力ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでございました。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第97号平成27年度岩手県電気事業会計補正予算（第2号）及び議案第98号平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新屋次長兼経営総務室長** 企業局関係の議案について御説明を申し上げます。議案（その4）の70ページをお開き願います。議案第97号平成27年度岩手県電気事業会計予算（第2号）についてであります。主な事項について、金額の読み上げは省略し、御説明を申し上げます。

第2条は業務の予定量ですが、年間販売目標電力量を平成27年11月までの販売実績を勘案して補正するものであり、71ページへお進みいただきまして、当初の目標電力量に対して2,553万7,000キロワットアワー減の5億3,223万4,000キロワットアワーとなる見込みであります。

第3条は収益金収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款電気事業収益の補正予定額の内訳ですが、第1項の営業収益は水力発電の目標電力量の減に伴う電力料収

入の減などにより減額するものであり、第2項の附帯事業収益は風力発電所及び太陽光発電所の電力量収入の増より増額するものであり、第4項の事業外収益は一般会計負担金などを整理するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の内訳ですが、第1項の営業費用は委託費や負担金、分担金などを整理するものであり、第2項の附帯事業費用は風力発電所の修繕費や太陽光発電所の減価償却費などを整理するものであり、第4項の事業外費用は消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。

第4条は資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項の負担金は共有施設負担金を減額するものであります。

72ページをお開き願います。支出の第1款改良費は、各発電所設備にかかる改良工事費の確定に伴い増額するものであり、第2項の電源開発費は、(仮称)築川発電所にかかる調査費の内容見直し等に伴い増額するものであり、第4項の投資は、資金運用方法の変更に伴う国際交流の取りやめにより減額するものであり、第5項の繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業の事業費の確定に伴い減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の限度額の変更であり、高森高原風力発電所風力発電システム製作据えつけ工事などについて、内容精査に伴い変更しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない交際費について所要額の調整により減額するものであります。

以上で、電気事業関係の補正予算の説明を終わります。

73ページをごらん願います。議案第98号平成27年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を契約水量の増などに伴い補正するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の内訳ですが、第1項の営業収益は給水収益を増額するなどの整理をするものであり、第3項の事業外収益は公舎敷地の売却代金などを増額するものであり、第4項の特別利益は退職給付引当金の総額が所要額を上回った分であります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の内訳ですが、第1項の営業費用は修繕費や委託費などを整理するものであり、第2項の財務費用は企業債支払利息などを減額するものであり、第3項の事業外費用は消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。

74ページをお開き願います。第4条は資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補填額を変更するものであります。収入の第1款資本的収入の補正予定額の内訳ですが、第1項の企業

債は、起債対象工事費の確定などに伴い発行額を減額するものであり、第2項の固定資産売却代金は、公舎敷地の売却代金などを増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の内訳ですが、第1項の改良費は各工業用水道設備の改良工事費の確定などに伴い減額するものであり、第4項の国庫補助金返還金は、補助金により取得した公舎敷地の売却によるものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算にかかる実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の335ページから361ページまでに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、企業局関係の議案の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○中平均委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○中平均委員長 再開いたします。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 電気事業会計の部分で質問いたします。降水量の部分というような状況もあると思いますけれども、水力にプラスのところもあれば、マイナスのところもあると。風力はマイナス、太陽光はプラスとなっているようですけれども、気象状況によって変動する発電量だとは理解しながらも、当初の目標を設定する際の想定と、今回補正をするわけですが、その際の乖離というのはどのような条件だったのか説明をいただきたいと思います。

○榮田業務課電気課長 各発電所の当初の計画に対して、今回の補正はこの額でありますけれども、水力に関しましては、4月から今までの降水量の状態、これによって大きく変わってきます。特に今年度に関しては、上期は非常に好天が続きまして、極端に雨が少なかったということがありましたのでマイナスであると。ただし一部の発電所、例えば胆沢第二発電所、それから中ほどにあります松川発電所、そして下段のほうにあります胆沢第三発電所、これらについては逆にプラスになっているといった状態があります。

これらの点に関しましては、例えば胆沢第二発電所は上流にあります胆沢ダムからの放水量が豊富だったこと。それから松川発電所、ここは付近の河川と違いまして、特にことは逆の状況になっていた。周りの発電所は少なかったのですが、松川発電所だけは良好であったと。そして、胆沢第二発電所、第三発電所に関しましては胆沢ダムからの放流水を河川へ流す、そして第二発電所で発電した水を農業用に胆沢平野土地改良区へ供給するといった機能を持っていますので、これも非常に効果的な運転を続けた結果、プラスになったといった状況があります。

○**軽石義則委員** 風力の件はどのようなのでしょうか。

○**榮田業務課電気課長** 稲庭高原風力発電所に関しましては、今回マイナスの補正でございますけれども、実は、風況に関しましては、ほぼ計画どおりといった風況が得られております。ただし、昨年8月、2号風車において落雷のために電力変換装置の一部が破損しました。この調査も含めて1カ月ほど停止しましたので、その影響が大きく、このようなマイナスになったということでもあります。

もう一つ、太陽光につきましては、先ほど申し上げたとおり、上期の天候が非常に良好であって、非常に成績のよい運転を続けてきました。そういった結果でプラスになっているということでもあります。

○**千枝業務課総括課長** 今の答弁を若干訂正させていただきますが、風力では2号機が1カ月ほど停止したと申しましたが、64日ということで、2カ月ほど停止したと訂正させていただきます。

○**中平均委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、企業局関係の議案の審査を終わります。この際、企業局から岩手県企業局第5次中期経営計画案、ほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○**朝岡経営総務室経営企画課長** 第5次中期経営計画案について、資料のうち主にA3の横のものでございますが、概要版により御説明申し上げます。

まず、概要版の左上、1、計画の位置づけと計画期間をごらんください。企業局では、平成22年度から平成31年度まで10年間の長期経営方針を定めるとともに、その行動計画としまして中期経営計画を策定しております。今般現行計画の期間が終了することから、これまでの取り組みを継続しつつ、電力システム改革等の経営環境の変化に対応するため、平成28年度から平成31年度までの4年間の計画期間とする第5次中期経営計画を策定するものであります。

次に、中ほどの2、第4次中期経営計画の成果と課題をごらんください。現行計画では経常収支比率や電気事業の供給電力量、工業用水道事業の配管耐震化率など11項目の経営

目標のうち9項目を達成する見込みとなっており、電気と工業用水の安定供給が図られるとともに、新たに二つの発電所の運転を開始するなど一定の成果を上げたものと考えております。また、主な課題といたしましては、電気事業では施設の耐震化や大規模修繕工事の推進、工業用水道事業では計画的な配管更新工事の推進などがございます。

続きまして、右側の3、経営環境の変化をごらんください。電気事業につきましては、国では東日本大震災津波を契機として、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、新しいエネルギー基本計画の決定や固定価格買取制度の創設のほか、電力システム改革を段階的に進めております。工業用水道事業では節水型企業の増加などにより、全国的に工業用水需要量が減少していることから、国において地方公営企業の経営改善に向けた環境整備が進められております。そのほか共通の事項についても記載のとおりのものでありまして、これら経営環境の変化への対応が必要となっております。

続きまして、2ページをお開きください。計画期間における取り組みと収支計画について御説明いたします。まず、4、計画期間における取り組みでございますが、次期計画では八つの取り組み分野に12の経営目標を設定しております。これは現計画と比べて取り組み分野は1増、経営目標は6増5減となっております。

まず、電気事業の取り組みといたしましては、新たに電力システム改革への対応を加えた四つの分野でございます。一つ目の電力システム改革についてであります。国では3段階で改革を進めており、その概要と影響は下の表のとおりでございます。そのうち、公営電気事業者にとって影響が大きいのは、網かけ部分の第二段階における卸規制撤廃と計画値同時同量制度の導入でございます。

企業局は、これまで電力会社と長期売電契約を締結し、総括原価方式による単価で売電しておりましたが、卸規制撤廃によりこの仕組みがなくなるため、今後は長期的な収支見通しが立てにくくなるなどが懸念されます。これについての対応でございますが、県内への安定供給第一の考えのもと、当面は発電事業を主体として総括原価方式に準じて電力会社へ売電し、平成30年度以降の売電方法等については、国や他の公営電気事業者の動向等を踏まえて、引き続き検討を行うこととしております。

また、計画値同時同量制度の導入に伴い、これまで1時間単位で行っていた発電量の調整を30分単位で行うこととなり、これまで以上に正確な運転調整が必要となります。このため、集中監視制御システムの改修等により適切に対応していくこととしております。

二つ目の信頼性の確保については、今後とも電力の安定供給を図るため、設備の更新、改良、修繕工事を計画的に実施するとともに、新たに発電施設等の耐震化率を経営目標に設定いたしまして、施設の長寿命化や耐震化を計画的に推進することとしております。

三つ目の経済性の確保については、安定経営を維持、長期間にわたって、更新、改良を行うための資金を確保するため、固定価格買取制度の活用や新規開発により安定的に収入を確保するとともに、施設の修繕等において、支出の平準化や効率化を図ってまいります。

四つ目の新規開発についてですが、再生可能エネルギーによる電力自給率の目標達成に

向けて、一戸町の高森高原風力発電所と盛岡市の（仮称）築川発電所の建設を推進するとともに、二戸市の稲庭高原風力発電所の固定価格買取期間満了後の方向性等についても検討を進めることとしております。

次に、下の段の右側が収支計画となっております。具体の説明の前に、公営企業会計における収益的収支と資本的収支につきまして、お手数ですが、4ページの右側の公営企業会計における収益的収支と資本的収支についてにより簡単に説明させていただきます。

まず1、公営企業会計の概要であります。公営企業会計では、収入及び支出を収益的収支と資本的収支の二つに区分して期間損益計算を明らかにすることとされております。収益的収支は日々の営業活動に係る損益取り引きであり、収入には料金収入や受取利息、支出には人件費、修繕費、減価償却費等が計上されます。資本的収支は、施設の建設費や改良など営業活動以外の資本の増減に係る取り引きであり、収入には企業債や他会計からの借入金、支出には建設改良費や企業債償還金等が計上されますが、収入に計上されるのは企業債等の外部資金のみとなります。そのため、通常、支出に対して収入が不足し、その不足額は自己財源で補填することとなっております。

この収益的収支と資本的収支の関係を2でお示ししておりますが、資本的収支の不足額は、収益的収支の利益剰余金を原資とする減債積立金や建設改良積立金のほか、収益的収支において支出として計上されているものの、実際には現金支出を伴わない減価償却費等から成る損益勘定留保資金等により補填するという関係となっております。

お手数ですが、概要版の2ページの収支計画にお戻り願います。まず、電気事業の収益的収支であります。営業収益は水力発電の分であり、期間中は新たに発電所を運転開始する発電所はなく、売電単価も一定のものとして試算してございます。附帯事業収益は、風力発電と太陽光発電の分であり、平成29年11月の高森高原風力発電所の運転開始に伴い増収となるため、平成29年度以降、経常利益が増加する見込みとなっております。

次に、資本的収支についてであります。新規発電所の建設等により収支差が相当額発生しますが、先ほど御説明いたしました建設改良積立金や損益勘定留保資金等により補填することとしております。

続きまして、3ページをごらんください。左側が工業用水道事業の取り組みであります。一つ目の信頼性の確保につきましては、良質な工業用水を安定供給するため、設備の更新、改良、修繕工事の計画的な実施や送配水管の老朽化対策と耐震化を推進することとしております。

二つ目の経済性の確保につきましては、昭和53年の給水開始から40年が経過し、本格化する施設や配管の更新、改良のための資金が必要となることから、契約水量の維持、増量へ向けた取り組み等により収入を確保するとともに、業務の効率化等により支出の節減を図ってまいります。

収支計画についてであります。収益的収支については平成28年度と平成29年度は修繕費等の営業費用が増加するため、経常利益が減少する見込みとなっております。また、平

成30年度と平成31年度は減価償却費等が増加するものの、契約水量の回復に伴う収益増により一定の経常利益を見込んでおります。

次に、資本的収支についてであります。今後の改良費は全額を企業債で賄い、過年度の改良工事のために借り入れた企業債の償還金等は減債積立金や損益勘定留保資金等により補填することとしております。

最後に、右側の共通的事項の取り組みでございます。まず、地域貢献については市町村等のクリーンエネルギー導入は大変御要望が多いことから、支援の充実を図ってまいります。また、組織力の向上につきましては、電力システム改革や新規開発に対応するため、組織体制の充実を図るとともに、近年若手職員が増加していることから、技術継承や幅広い知識習得等に一層取り組んでまいります。

以上が第5次中期経営計画の概要となりますが、最後にこれまでの検討状況について御説明いたします。

本計画案は、外部の有識者5名で構成する企業局経営評価委員会にこれまで3回お諮りいたしまして、そこでいただいた御意見等を踏まえてまとめたものでございます。今後のスケジュールでございますが、本日の常任委員会での御意見等を踏まえ、年度内に成案をとりまとめ、公表する予定としております。

以上で第5次中期経営計画案の概要についての説明を終わります。

○千枝業務課総括課長 相去太陽光発電所の売電契約について、資料により御説明させていただきます。

まず、1の売電契約の概要についてであります。平成26年9月に一般競争入札を行い、日本ロジテック協同組合と、相去太陽光発電所が運転開始した平成26年11月1日から平成28年3月31日までの17カ月間、売電する契約を締結し、売電単価は1キロワットアワー当たり税抜きで38円80銭となっております。なお、同発電所は、固定価格買取制度の設備認定を受け、調達価格は1キロワットアワー当たり36円とされたところですが、一般競争入札により1キロワットアワー当たり2円80銭高い料金となったものです。

次に、2の未納等の状況についてであります。表をごらんください。平成26年11月分と、27年1月分から6月分まで、そして10月分については、支払い遅延がありましたが、いずれの月もすべて納入済みとなっております。平成27年11月分から平成28年1月分までにつきましては、2月19日に11月分の一部50万円が納入されましたが、それ以外は現在も未納となっており、その金額は1,036万円余となっております。今後、平成28年2月分として請求する売電料金447万円余を加えますと、日本ロジテック協同組合が支払うべき料金の合計は1,483万円余となります。

次に、(2)の督促等の状況についてであります。平成27年4月分までの支払い遅延日数は、1日から最長でも6日で、納入されておりました。

一番下の参考の国の対応の一つ目のポツに記載のとおり、平成27年5月13日に固定価格買取制度における納付金を納付しない電気事業者として、日本ロジテック協同組合が事業

者名を国から公表されたこともあり、上のもとに戻りまして、2の(2)のウのとおり、6月11日に同組合の担当部長に来庁を求め、これまでの遅延について注意し、遅延の理由等について聴取したほか、今後の支払いについて期限内の納付を強く要請しました。

その結果、5月、6月分と遅延が続いたものの、7月分から9月分までは改善され、遅延はなくなりました。しかし、再び10月分以降において遅延日数が長期化したことから、文書による注意や督促状を発出するとともに、電話により早期の支払いを再三要請し、最長53日の遅延となった月もありましたが、10月分までは納入されたところでもあります。

現在は、(2)のエにありますとおり、平成27年11月分以降について、一部入金はあるものの未納となっているところでもあります。

次に、3の企業局の対応についてであります。このような督促を行っている中、平成28年2月24日、同組合が小売電気事業を廃止するとの報道があり、同組合に問い合わせたところ、4月以降の小売電気事業を廃止するとの回答であり、支払いについても尋ねましたが明確な回答が得られませんでしたので、早期に支払うよう重ねて要請したところでもあります。

企業局としては、今後も未納が続くおそれがあることから、2月29日をもって同組合との契約を解約し、3月分の売電契約については、電力会社に切りかえております。また、4月からの平成28年度分の契約についても、電力会社と2月8日に締結済みであります。なお、平成26年2月26日付で同組合から仕入先債権者宛てに、資金繰り計画ができ次第、お支払いの御案内をいたしますとの通知がありましたが、今後請求する2月分を含めた売電料金の早期の支払いを求めてまいりたいと考えております。

参考に記載している国の対応についてであります。二つ目のポツですが、国においては日本ロジテック協同組合が4月からの小売電気事業者の登録申請を取り下げたことについて、電力取引監視等委員会が本件の経験を踏まえて一層厳格な審査を行うことが重要である旨、表明しており、今後の動きを注視していきたいと考えております。

一部間違いがありました。企業局の対応につきまして、組合からの仕入先債権者宛てに通知があった日付を、私、間違いまして、資料のとおり平成28年2月26日付でございます。申しわけありません。

以上で県営相去太陽光発電所の売電契約についての説明を終わります。

○中平均委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 当委員会で視察をさせていただきました。すぐに、この前行ってきたところだなと感じたわけなのですけれども、そのときには、きょうの2の(2)の督促の状況ということで、遅延の状況、督促の状況、回数等も書いてありますが、我々常任委員会相去を視察に行くこととなった時点で、既にこういう事案が発生していたわけでありまして、特に当局において、常任委員の皆さんに、そのときにこういう課題もあるよというような説明をするようなことをしようと思ったとか、思わなかったとかという経過があれば教えていただきたいなと思います。

○千枝業務課総括課長 実際にごらんいただいた時点におきましては、こういった事案が発生しておりました。ただし、日本ロジテック協同組合からの支払い遅延が生じているということを、私どもが率先して公にすることによって、日本ロジテック協同組合の経営に、逆に何らかの影響を及ぼすかもしれないというようなことも懸念されましたので、いずれ報告しなければならない案件だと認識しておりましたが、この時点で、ここまで経営状況が不確かになることまでは考えておらず、いずれ料金については督促を重ねて納入させたいというふうに考えておりましたので、情報として提供しなかったものでございます。結果としてこのような事態になり、申しわけありませんでした。

○神崎浩之委員 当時の説明は、きょうのように雪が降っておりまして、銅線泥棒が来ないようにカメラを設置しましたとか、何か災難があればこのコンセントで地域の方に電力を供給できますというようなすばらしい説明を受けていました。

細部に入りますけれども、まず、この会社はどうだったかということと、それから契約に対してどうだったのか。あと今後も、発電事業をやっておりますので、県としてどういうふうにしていくのか、新電力の参入についてなのですからけれども、そんなことを聞いていきたいと思います。

まず、日本ロジテック協同組合という組織体についてお聞きしたいと思います。株式会社ではない、協同組合ということで、どういう会社なのだと。資本金なり、役員構成なり、それから事業内容では電力の供給元であったり、供給先であったり、調べるといろいろな事業所があるみたいなのですからけれども、そういう協同組合方式というのはどういう組織体なのかお聞きしたいと思います。

○榮田業務課電気課長 日本ロジテック協同組合の内容、会社のことでありますけれども、東京都に本部がございまして、全国各地に支部があるといった状況で、全国的に事業を展開していると聞いております。そして、ホームページ等で確認しますと、事業内容としては、いろいろな事業をやっている。その中でも今回の電力の共同購買事業、これがほとんどの部分を占めております。

そして、出資に関しましては、幾つかの事業者がございまして、例えば株式会社コアコンピタンツ21、それから株式会社フロンティア21、日本新電力株式会社といった事業者の名前が記載されているところでございます。取引先に関しましては、新聞報道等を確認いたしますと、全国に、自治体であるとかいろいろな事業者を含めて数千カ所あるというふうに聞いております。

○神崎浩之委員 そういう会社であるわけですが、D I Oジャパンのように、岩手県で契約する場合には、そこの会社の信用調査をどうしていくのかということ、それから契約についてどういう過程で行われたのか。結果的に今1,400万円ですか、支払い遅延があるということなのですからけれども、その辺をちょっとお聞きしたいわけなのです。この4月から家庭向けも電力自由化ということがあって、私の家にもいろいろ新電力に関する案内等がっぱいあって、恐らく県民の皆さんもそうだと思います。

そういう中で、業務用を取り入れていたわけだと思いますが、まず県として契約を結ぶ場合に、どういう経過で信用調査、それからあとは入札を含め、どういう形でやっていたのか。入札の内容というか、項目というか、特にどういう選定基準があるのか、それを含めてお願いしたいと思います。通常の売電先がある中で、例えば36円なのだけれども、38円80銭で買ってくれるからそっちにしたとか、結果的には1,400万円焦げついていることになっているのかどうか、その辺の経過についてお伺いしたいと思います。

○**榮田業務課電気課長** 相去太陽光発電所の平成26年度に行いました一般競争入札について、その入札要件であるとか、概要について報告いたします。

相去太陽光発電所で発電した電力の売電に関しましては、電気事業法に基づき登録を受けた電気事業者であることを対象にしまして、相去太陽光発電所で発電した電気の全量を岩手県内に供給する予定である事業者であること、そういった要件を付して入札になったものであります。

次に、審査の状況でありますけれども、三つほどポイントがあります。一つ目は先ほども言いました登録電気事業者であることの確認。これは国に届け出たものでありますので、その証明書の写し等であります。もう一つは、過去に県内で供給した実績があること。なければ、いろいろな契約書の写しであるとか、そういった情報で確認いたしました。三つ目でありますけれども、直近の納税証明を取り寄せまして確認しました。そういったことで、今回数社が応札しましたが、いずれも参加資格は良好であったというふうに判断いたしました。その結果、最高額であった日本ロジテック協同組合に決定したものであります。

なお、企業局においては、昨年11月に地方公営企業の全国組織を通じて、国に対し電力システム改革に伴う小売事業者の登録にあつては、経営状態について十分審査するとともに、今後経営状況について情報提供するよう要望しているものであります。

そして、残った3点ほどのポイントをもって審査したわけでありますけれども、そういった入札参加資格を持っている方たちの財務状況の深いところまで把握することは難しいものがあると感じました。

大事なことを忘れていました。日本ロジテック協同組合というのは、新電力の中では販売電力量が全国で第5番目となっているものです。ですから、相当な規模を有している事業者であります。

また、全国の他の県におきましても、私どものような発電事業者、やはりいろいろところで日本ロジテック協同組合に供給するとか、そういうこともあると聞いております。

先ほど入札参加者の財務状況まで把握するのは難しいといった話をしたわけではありますが、国では経済産業大臣が記者会見において一層厳格な審査を行うことが重要であるといった旨の表明をされておりますので、こういった国のこれからの動向について注視していきたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 新たな分野での起業であったり、参入ということがあつて、信用調査に

については厳しいという気持ちもしております。まして、国が認めた会社ということも大前提にありますから、そういうことなのですが、いずれ県として、この企業と契約した経過については今後問われていくと思います。

ちなみに、入札について何者ぐらいで行ったのかということ、それから最終的には価格だけの話だったのか。それから、全量を岩手県で消費するということがあったのですが、実際日本ロジテック協同組合のほうからの電気の納入先というのはどういうところで、きちんと実績があるのか、その点について再度お伺いいたします。

○**榮田業務課電気課長** まず、入札の参加者でありますけれども、全体で3者ございました。そのうちの1者が日本ロジテック協同組合でございます。

もう一つでございますけれども、入札の要件であります全量を岩手県内へ供給することといった条件を付してございますけれども、これに関しましては、要するに東北電力の送電線網を利用して日本ロジテック協同組合は岩手県内の各自治体を含めて、いろいろな事業所に供給しているということでもありますので、私どもの発電所で計量した送電電力量の値、そして東北電力に託送ネットワークサービスセンターというところがございまして、そこで、発電所で計量したデータ、それからいろいろな事業者が受電したデータ、これをもって日本ロジテック協同組合が供給したとカウントしております。それを突き合わせまして、私どもの相去太陽光発電所で発電した電力量が、県内に日本ロジテック協同組合が供給した電力量よりも小さいということになりますと当然相去太陽光発電所で発電した電力は岩手県内にすべて供給したといったことになりますので、日本ロジテック協同組合からもそういった情報をいただきながら確認しております。

○**神崎浩之委員** もう一度確認しますけれども、日本ロジテック協同組合が県内の自治体を含めて事業所に、どういうところに電気を供給したかというのは、県のほうではきちっと把握されているのかということが一つ。それと入札の要件というか、条件との整合性をどう担保していくのかということもまずお聞きしたいと思います。

それから、私がこの会社、一番最初にこの事件を目にしたのはテレビで、どこかの県の教育委員会で、4月から学校施設関係を含めた電気の調達先としたのがこの会社だと。だけれども、やめるということで急遽入札し直して、何とか4月からの学校運営に間に合っただけでよかったと。そういう報道があつて、まさか岩手県にこれがあつたとは、これを見てわかつたわけなのですが、そういうことも含めて県内の事業者、自治体に迷惑をかけないで済みそうなのか、供給先に対してということもあわせて確認させていただきたい。

○**千枝業務課総括課長** 取引先の県内の相手までは、私どもは具体的に把握しておりません。あくまでもデータとして私どもが発電した電気と、あとは東北電力が日本ロジテック協同組合に提出している資料、そのデータの電力量を比較して、東北電力が日本ロジテック協同組合の分として供給した量と、私どもが発電した量を比較してしか把握してございません。いずれ相当量の方が使っていらっしゃるとは思いますけれども、具体的にどこに供給されているかということまで、申しわけございませんが、把握しておりません。

供給先への影響ですが、停電することはないということは確認しております。ただ、契約が4月から変わるということで、電気料金が一定程度値上がりすることがあるのかとは思っております。

○**神崎浩之委員** 最後にしますけれども、いずれD I Oジャパンの事案もそうなのですが、県が契約する、紹介するという場合に、信用調査をどうしていくのか。それから、契約の経過についてどうしていくのか。特に新しい分野でありますから非常に悩ましいと思います。入札の中に全量を岩手県で消費するというような文言がありながら、その辺が少しうやむやなようでありますし、今後もこの件については調査をしてみたいので、皆さんのほうも事件が起きたときに不備がぼろぼろと出てくるのではなくて、整合性のあるように、整理をしながら事業を進めていただきたいと思います。

○**中平均委員長** ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでございます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。